## 令和6年6月1日から 入院時の食費の負担額が変わります。

・令和6年6月1日から、入院時の食事代について引き上げられること となりました。

詳細につきましては下記のとおりです。

## 【入院時1食あたりの負担額】

区分		令和6年 5月31日まで		令和6年 6月1日から
1	一般の方	460円		490円
2	指定難病患者又は小 児慢性特定疾病児童 等(③④⑤のいずれにも 該当しない方)	260円		280円
3	住民税非課税の世帯 に属する方(④⑤を 除く)	210円		230円
4	③のうち、90日を 超える方	160円		180円
5	③のうち、所得が一 定基準に満たない方 など	100円		110円

※②、③に該当する方は、加入されている医療保険の保険者が発行する 減額認定証を、被保険者証等に添えて会計窓口に提出してください。

